

令和 7 年度税制改正大綱(所得税)

令和 7 年度の与党による税制改正大綱が公表されました。少数与党のため修正の可能性が高く今後の議論に注視する必要があります。

基礎控除の引上げ

納税者本人の合計所得金額	現 行	税制改正大綱
2, 350 万円以下	480, 000 円	580, 000 円
2, 350 万円超 2, 400 万円以下		480, 000 円
2, 400 万円超 2, 450 万円以下	320, 000 円	320, 000 円
2, 450 万円超 2, 500 万円以下	160, 000 円	160, 000 円
2, 500 万円超	0 円	0 円

給与所得控除の引上げ

55 万円の最低保障額を 65 万円に引上げる。具体的な数字は税制改正大綱にはありませんが、給与所得控除 65 万円であった平成元年分の給与所得控除額を参考にしてみました。

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	現 行	税制改正大綱
① 1, 625, 000 円まで	550, 000 円	650, 000 円
② ①<1, 800, 000 円まで	(A) ×40%-100, 000 円	(A) ×40%
③ ②<3, 600, 000 円まで	(A) ×30%+80, 000 円	(A) ×30%+180, 000 円
④ ③<6, 600, 000 円まで	(A) ×20%+440, 000 円	(A) ×20%+540, 000 円
⑤ ④<7, 500, 000 円まで	(A) ×10%+1, 100, 000 円	(A) ×10%+1, 200, 000 円
⑥ ⑤<8, 500, 000 円まで		1, 950, 000 円
⑦ 8, 500, 001 円以上	1, 950, 000 円	

特定親族特別控除(仮称)

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、次の金額を総所得金額等から控除する。

＊子供である学生等がアルバイトで 123 万円（改正後の給与所得控除+基礎控除）を超過した場合に親の所得税等の計算において段階的に所得控除の金額を縮小する配偶者特別控除のような制度が想定されています。

親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 85 万円以下	63 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	123 万円超	0 万円

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引上げる。

住宅ローン控除の改正(拡充 子育て支援)

特例対象個人が認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことがないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に住宅借入金等の年末残高に応じて住宅ローン控除を適用する。

取得住宅要件

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000 万円
Z E H水準省エネ住宅	4,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円

取得者要件

特例対象個人とは個人で年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者をいう。

確定拠出年金法等の改正対応(減税)

個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

- ・第一号被保険者 月額 7.5 万円（現行 月額 6.8 万円）
- ・企業年金加入者 月額 6.2 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額等を控除した額（現行 月額 2 万円）
- ・企業年金に未加入の者 月額 6.2 万円（現行 月額 2.3 万円）

今後の改正予定

防衛特別法人税（仮称）として令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税額に対し 4%を課す。

外国人旅行者向け免税制度については、出国時の確認後に還付するリファンド方式に見直す。（時期未定）